

## (オ) 仕事と子育ての両立に向けた取組

県では、仕事と子育てを両立しつつ継続就業することのできる職場環境づくりを推進するため、企業における従業員の子育て支援やワーク・ライフ・バランスの取組等を後押しする仕組みづくりを課題として取り組んでいます。

今後は、仕事と子育ての両立支援に加え、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む県内事業所を応援する認証制度「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」を普及することにより、男女とも子育て中でも働き続けることのできる職場環境づくりを推進していきます。

## イ 支援の必要な妊産婦の早期把握と支援の開始

支援が必要な妊産婦を早期に把握し、妊娠期から継続した支援や産後の早期支援につなげるため、医療機関や市町村と連携の上、「県妊産婦支援事業」による妊産婦支援連絡票等を活用することにより、市町村が支援の必要な妊産婦をすべて把握し、早期に支援を開始できる体制を推進します。

また、市町村が妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく総合相談支援体制をとる「妊娠出産包括支援事業」に取り組むよう連絡調整会議や情報提供を行います。

## ウ 子育てに関する不安や孤立に対する支援

児童相談所では、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会を通じて、支援の必要な妊産婦に関する状況の把握に努めています。状況に応じて、保健センターや医療機関等と連携し、安心して出産できるよう、相談支援や出産後の育児支援を行います。

また、望まない妊娠など、出産後の子どもの養育に不安を抱える場合は、新生児の里親委託を検討していきます。

## エ 子育てに関する相談支援等

### (ア) 電話相談

#### 「女性の健康のための電話相談」

女性健康支援センターでは、助産師が望まぬ妊娠や子育ての悩みなど、女性の各ライフステージにおける心身の健康に関する相談に幅広く応ずる電話相談を行っています。

#### 「こどもホットライン24」

児童相談所では、関係機関と連携して子育て相談や虐待通告への対応に取り組んでおり、中央児童相談所に設置している「こどもホットライン24」では、24時間365日体制で相談・通告に応じています。

### 「よい子のダイヤル」

生涯学習センターでは、乳幼児から高校生等までの子どもを持つ保護者や児童生徒を対象に、育児やしつけ、健康など家庭教育上生ずるいろいろな悩みや、相談者自身の生活上の悩みなどについて、幅広い相談に応じ、諸問題の解決を図る一助とするため、昭和53年度から家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」に取り組んでいます。毎年1,000件を超える相談があり、家庭教育上の悩みや不安の解消に一定の役割を果たしています。

### 「子ども教育・子育て相談」

総合教育センターでは、学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学など乳幼児から高校生等までの教育や子育てに関する相談に応じています。

※P.68「群馬県内の各種相談機関一覧」参照

## (イ) 面接相談

### 「子育てこころの相談・産後うつ相談」

妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みのある方、また、日頃からメンタルヘル스에不安を抱えながら子育てをする方に対しては、県内の4か所の保健福祉事務所において精神科医等による相談を実施しています。

### 「利用者支援事業」

市町村においては、子ども・子育て支援に関する情報の提供や相談に対応するため、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる利用者支援事業や、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点の整備に取り組んでいます。

### 「養育支援訪問事業」

市町村においては、妊婦健診未受診、望まない妊娠、産後うつや育児ストレスなど、妊娠・出産・子育て期に養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言、家事援助等を行うことにより、適切な養育の確保を図っています。

他にも、県や市町村では、子育てに関する各種相談に取り組んでいます。

今後は、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、関係機関と連携を図り相談体制の一層の充実を図っていきます。

※P.68「群馬県内の各種相談機関一覧」参照

## (ウ) 子育て講座の開催

良好な親子関係を構築し、虐待予防や子育ての悩みの軽減につなげていくため、県では市町村と連携し「ぐんまの親子 仲よしこよし 子育て講座 ～どならない、叩かない、ほめて育てる子育てトレーニング～」の全県的普及を図っています。具体的には、市町村職員を同プログラムを実践するトレーナーとして養成し、各市町村において子育て講座を開催するよう県が支援していくものです。

## オ 保育等の確保

保育所等については、平成27年度から各市町村で策定した子ども・子育て支援事業計画に従って、地域の教育・保育需要に対応した人所定員を確保するため、計画的な整備を推進しています。

また、安心して子育てができるよう病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり等の充実に取り組めます。

放課後児童クラブについては、平成27年度から利用対象児童が拡大され、利用児童数の増大が見込まれています。社会資源の積極的な活用を推進しつつ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的もしくは連携して実施する体制の整備を進めるよう、市町村を支援していきます。また、効果的な放課後対策の検討を進めるとともに、関係者を対象とした資質向上研修等により質の高い運営体制の構築に努めます。

## (2) 子どもの生活支援

### ア 家庭的養護の推進

児童養護施設等では、虐待や親の病気など、様々な事情により家庭で生活することができない社会的養護が必要な児童の生命を守り、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援しています。

また、社会的養護が必要な児童は、可能な限り家庭的な環境下で愛着関係を形成しつつ養育することが重要なことから、子どもが実親の元で暮らすことができるようになるまでの間、里親やファミリーホームにおいて養育を行う、家庭養護の推進を図るとともに、施設においても、ケア単位の小規模化やグループホームによる家庭的養護の推進を図ります。

また、子どもにとって特定の大人と愛着形成を図ることは大変重要なことから、望まない妊娠などにより出産後の子どもの養育が困難な場合は、新生児の里親委託を進めていきます。

### イ 未成年後見人の確保

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求を行うとともに、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援することで、未成年後見人の確保を図ります。